

「事業内職業能力開発計画」 「職業能力開発推進者」をご存知ですか？

～平成30年度より都道府県労働局で支援を実施します～

「職業能力開発促進法」第11条、第12条において、事業主は、雇用する労働者の職業能力の開発・向上が段階的かつ体系的に行われることを促進するため、「事業内職業能力開発計画」を作成するよう努めるとともに、その実施に関する業務を行う「職業能力開発推進者」を選任するよう努めると規定されています。

事業内職業能力開発計画とは

「事業内職業能力開発計画」は、雇用する労働者の職業能力の開発・向上を、段階的かつ体系的に行うために事業主が作成する計画です。

- 計画の作成によって、個々の従業員の職業能力開発について、仕事の種類やレベル別に、「何を身につけたらよいか」「そのためにはどのような学習・訓練を受ければよいか」を整理することができます。
- これらを明らかにして示すことで、企業の経営者や管理者と従業員が能力開発について共通の認識を持ち、目標に向かってこれを進める「道しるべ」となるだけでなく、効果的な職業能力開発を行うことが可能になります。さらに従業員の自発的な学習・訓練の取組意欲が高まることも期待されます。

職業能力開発推進者とは

従業員の職業能力開発を計画的に企画・実行するために、その取組を社内で積極的に推進するキーパーソンが「職業能力開発推進者」です。

- 従業員のキャリア形成を支援し、個々の職業能力を存分に発揮してもらうことは、企業の発展にとって不可欠な要素であり、従業員の職業能力開発を計画的に企画・実行することは大切です。
- 職業能力開発推進者の役割として、以下のようなものがあります。
 - (1) 事業内における職業能力開発計画の作成と実施
 - (2) 企業内での従業員に対する職業能力の開発
 - (3) 国、都道府県、中央職業能力開発協会（各都道府県協会）との連絡等

※ 各都道府県労働局において実施している助成金説明会は、平成30年度より職業能力開発推進者の方に対する講習内容も含めたものとしたします。是非ご参加ください。

- ★ 平成30年度から、「事業内職業能力開発計画の作成」「職業能力開発推進者の選任」に関する支援体制が変わります。

支援機関の変更

平成29年度まで：各都道府県の職業能力開発サービスセンター

平成30年度～：各都道府県労働局（助成金窓口） ←

※ 職業能力開発サービスセンターは、平成29年度をもって廃止予定です。

職業能力開発サービスセンターで行ってきたキャリアコンサルティングに関する支援は、平成29年度末で終了します。平成30年度からは「セルフ・キャリアドック普及拡大加速化事業」において、これまでの支援の一部を継承する予定です。支援内容の詳細は、平成30年4月1日以降、厚生労働省ホームページにてご確認ください。



あしたを拓く人を創る

厚生労働省 人材開発統括官